

美里町国民健康保険  
データヘルス計画



宮城県美里町  
平成29年3月



# 【 目 次 】

## 序章 データヘルス計画の基本的事項

- 1 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第1章 美里町の現状

- 1 美里町の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 第2章 医療・健康診査等・介護保険情報の分析

- 1 医療の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 特定健康診査等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 介護保険の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

## 第3章 分析結果に基づく健康課題の把握

- 1 特定健康診査受診率の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 健康づくりを支援できる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

## 第4章 目標の設定

- 1 短期的な目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 長期的な目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

## 第5章 データヘルス計画の実施内容

- 1 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上に向けた対策・・ 20
- 2 重症化予防の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 がんの早期発見の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4 医療費の適正化等に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

## 第6章 計画の評価・見直し

- 1 計画の評価方法の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

## 第7章 事業運営上の留意事項

- 1 事業運営上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 個人情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

## 序章 データヘルス計画の基本的事項

### 1 背景

近年、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の実施や診療報酬明細書等（以下「レセプト等」という。）の電子化の進展、国保データベース（KDB）システム※<sub>1</sub>（以下「KDB」という。）等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して、被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいます。

こうした中、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においても、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等データの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、保険者はレセプト等を活用した保健事業を推進することとされました。これまでも、保険者においては、レセプト等や統計資料等を活用することにより、「特定健診等実施計画」の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきたところですが、今後は、更に被保険者の健康保持増進に努めるため、保持しているデータを活用しながら被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開やポピュレーションアプローチ※<sub>2</sub> から重症化予防までを網羅し、保健事業を進めていくことが求められます。

厚生労働省においては、こうした背景を踏まえ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第4項の規定に基づき、「厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号。以下「保健事業実施指針」という。）」の一部を改正し、保険者は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクル※<sub>3</sub> に沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施及び評価を行うものとしています。

本町においては、保健事業実施指針に基づき、「データヘルス計画」を定め、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進及び高血圧等の発症や重症化予防等の保健事業の実施・評価を行うものとしします。

※<sub>1</sub> 国保データベース（KDB）システムとは、国民健康保険団体連合会が各種業務を通じて管理している特定健診、医療及び介護等に係る情報に基づき作成した各種統計情報を保険者に提供することで、保険者における効果的かつ効率的な保健事業の実施をサポートするためにつくられたシステムです。国保データベース（KDB）システムの活用により、これまで実施してきた健康づくりに関するデータ作成が効率化され、地域の現状や健康課題が把握できるだけでなく、統一された指標や基準で国や県と比較することができます。

※<sub>2</sub> ポピュレーションアプローチとは、対象を一部に限定せず集団全体にアプローチする考えです。

※<sub>3</sub> PDCAサイクルとは、健康・医療情報（特定健診の結果・レセプト）、各種保険医療関係資料、その他の健康診査や医療に関する情報を活用し保健指導を継続的に改善するため、P（計画）⇒D（実施）⇒C（評価）⇒A（改善）を繰り返し、見直しすることです。

## 2 位置づけ

データヘルス計画とは、健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画です。計画の策定に当たっては、特定健診の結果、レセプト等のデータを活用し分析を行います。また、データヘルス計画に基づく事業の評価においても健康・医療情報を活用して行います。

データヘルス計画は、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」に示された基本方針を踏まえるとともに、「宮城県健康増進計画」及び「美里町健康増進計画」との整合性を図ります。

なお、「特定健診等実施計画」は、保健事業の中核をなす特定健診及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものであることから、データヘルス計画と一体的に策定します。

また、データヘルス計画の目的である「健康寿命の延伸」と「医療費の抑制」は、町の基本計画である総合計画の重要分野の目標の一つとなるため、データヘルス計画は、国民健康保険加入者のみならず、住民全体への波及を意識した計画となります。

## 3 計画の期間

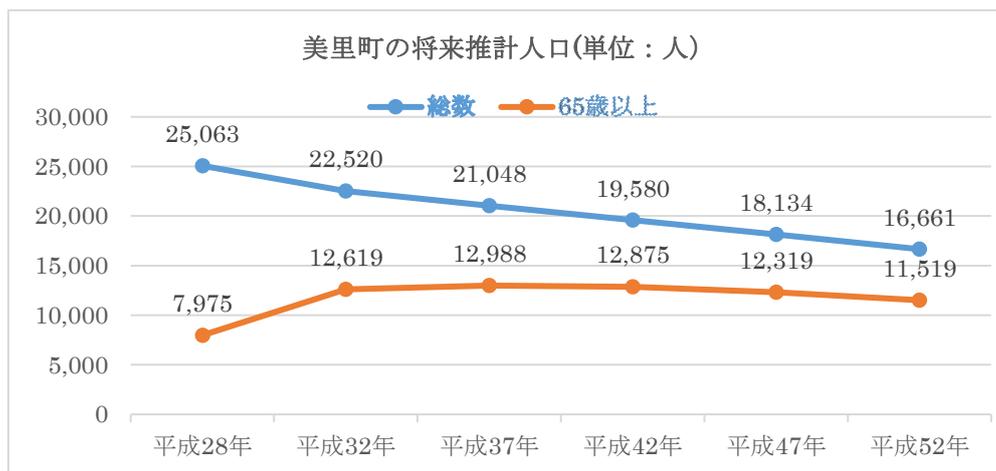
本町では、平成28年度中にデータヘルス計画を策定するものとし、計画期間は、平成29年度から平成35年度までとします。

## 第1章 美里町の現状

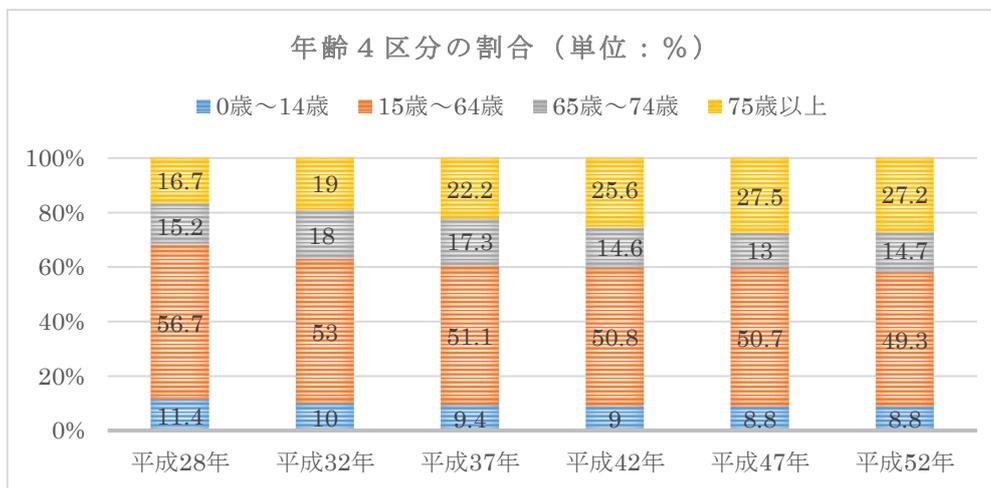
### 1 美里町の特徴

#### (1) 美里町の将来推計人口

人口は、今後減少を続け、平成42年に2万人を割ると予想されています。



資料：平成28年は、住民基本台帳（平成28年4月1日）より  
平成32年から平成52年は、美里町人口ビジョンより



資料：平成28年は、住民基本台帳（平成28年4月1日）より  
平成32年から平成52年は、美里町人口ビジョンより

## (2) 平均寿命・健康寿命

本町の平均寿命は、男性が79.8歳、女性は85.8歳、健康寿命は、男性65.0歳、女性は67.0歳です。

高齢化が進む中、国民皆保険制度の維持のため医療費の適正化を図ることが重要であり、住民が健康に暮らすことができる期間（健康寿命）を延ばすことが課題になります。

### \*平均寿命・健康寿命

	平均寿命		健康寿命	
	男性	女性	男性	女性
美里町	79.8歳	85.8歳	65.0歳	67.0歳
全国	79.6歳	86.4歳	65.2歳	66.8歳

資料：KDBより 平成27年度4月1日基準

## (3) 死亡の状況

本町の死亡状況の原因は、がん、心臓病及び糖尿病の割合が全国平均より高い状況です。

### \*死亡の原因

疾患	美里町	全国
がん	49.8%	49.0%
心臓病	30.0%	26.4%
脳疾患	13.1%	15.9%
腎不全	2.8%	3.4%
糖尿病	2.3%	1.9%
その他	2.0%	3.4%

資料：KDBより 平成27年度4月1日基準

## (4) 介護保険の状況

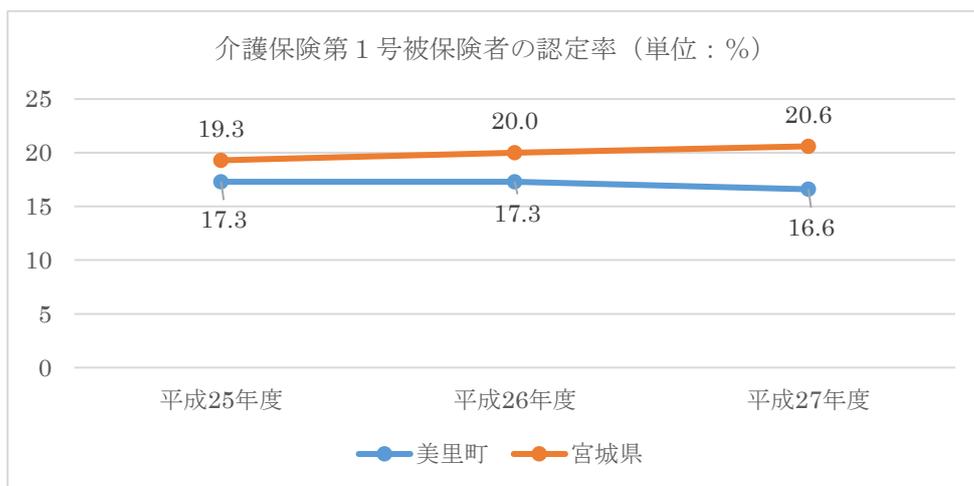
本町の介護保険第1号被保険者（65歳以上）の介護認定率は、宮城県より低い状況ですが、介護保険第2号被保険者（40歳から64歳まで）の介護認定率は、宮城県より高く、介護保険給付費も毎年増加しています。

平成27年度の介護保険給付費は、20億9,561万9,000円となっています。

**\*介護保険第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数等**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
被保険者数	7,448人	7,688人	7,923人
認定者数	1,291人	1,329人	1,319人
認定率	17.3%	17.3%	16.6%

資料：介護保険事業報告（年報）より 4月1日基準

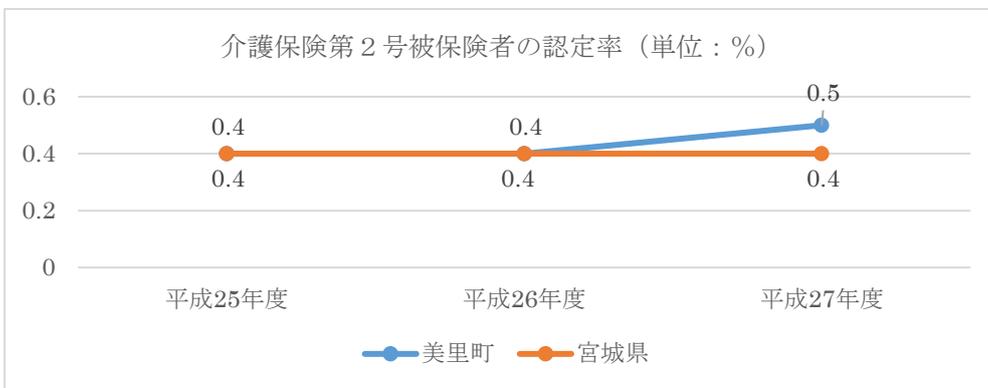


資料：介護保険事業報告（年報）より 4月1日基準

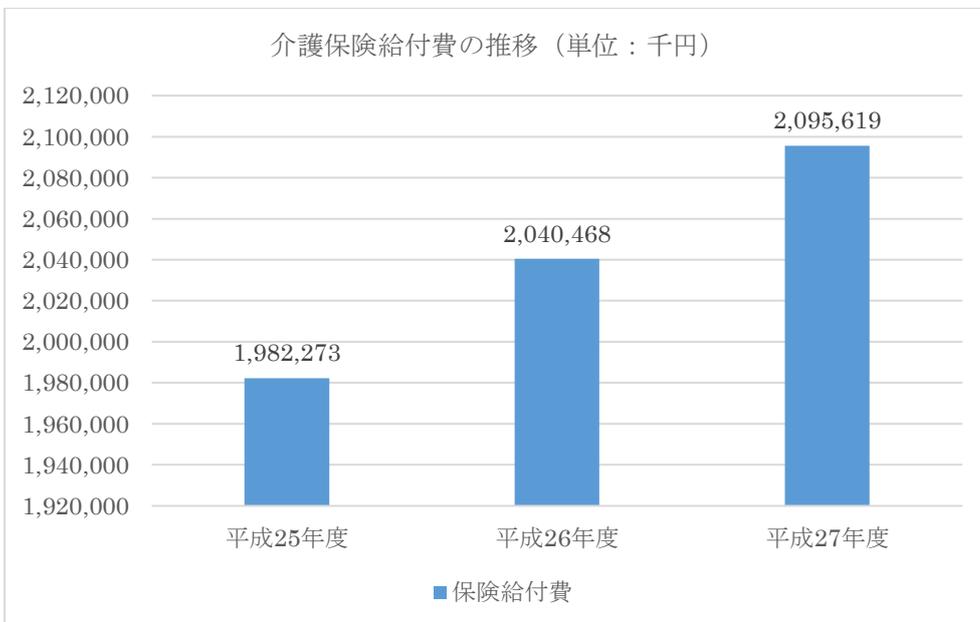
**\*介護保険第2号被保険者の要介護（要支援）認定者数等**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
被保険者数	8,802人	8,621人	8,444人
認定者数	31人	38人	39人
認定率	0.4%	0.4%	0.5%

資料：介護保険事業報告（年報）より 4月1日基準



資料：介護保険事業報告（年報）より 4月1日基準

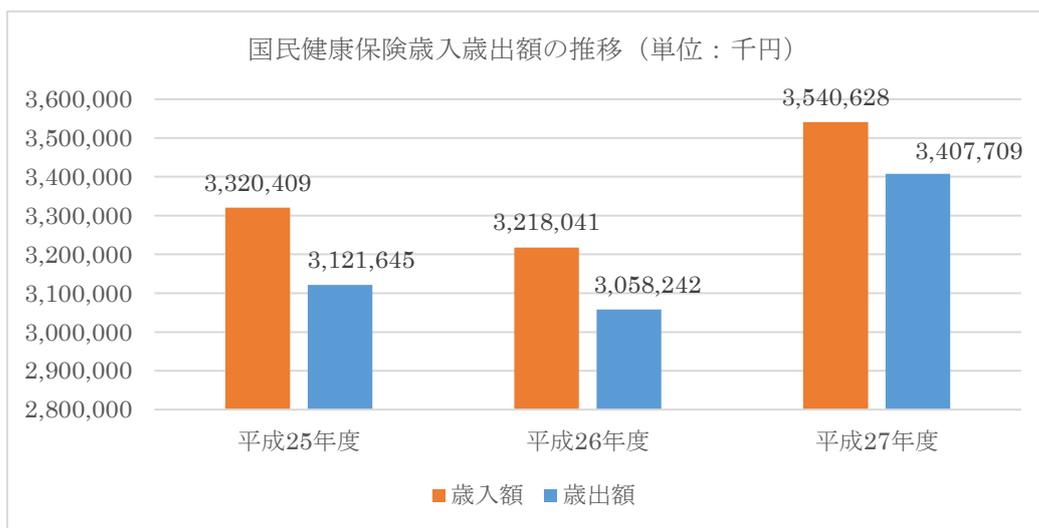


資料：美里町決算書より

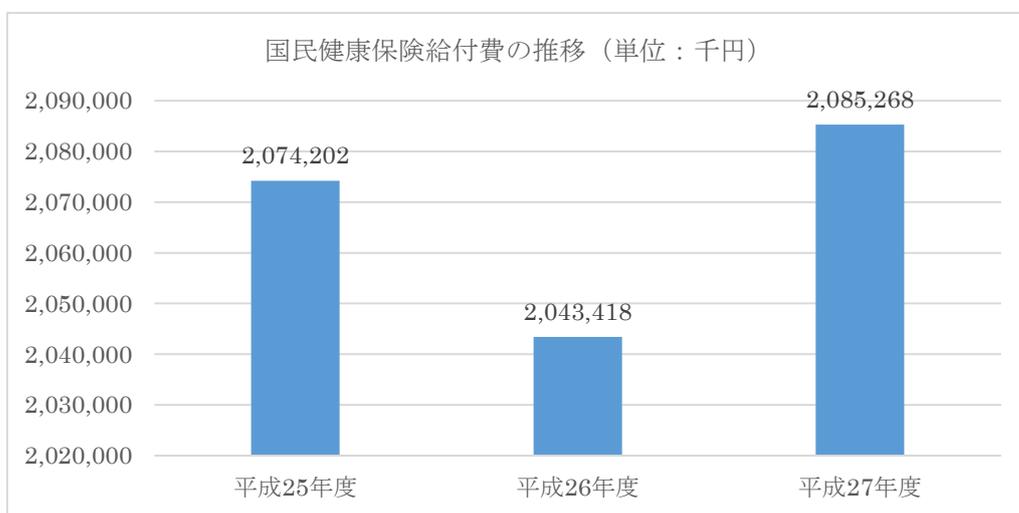
## （5）国民健康保険の状況

本町の国民健康保険被保険者数は、後期高齢者医療保険制度への移行者の増加や人口減少により年々減少しています。

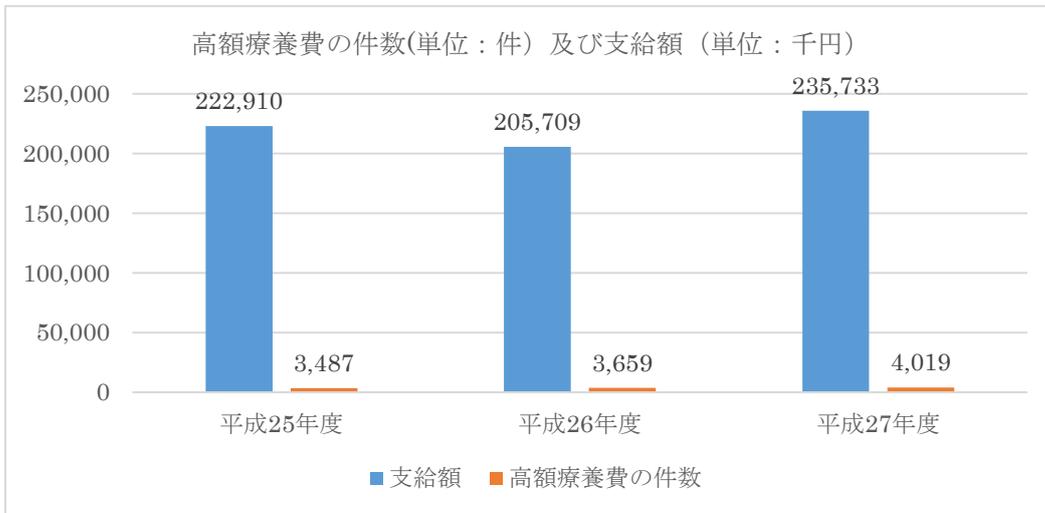
平成28年3月31日（平成27年度末）現在の人口は、2万5,063人、被保険者数は、6,731人で、人口に占める加入率は、26.9%であり、被保険者平均年齢は、53.9歳となっています。



資料：美里町決算書より



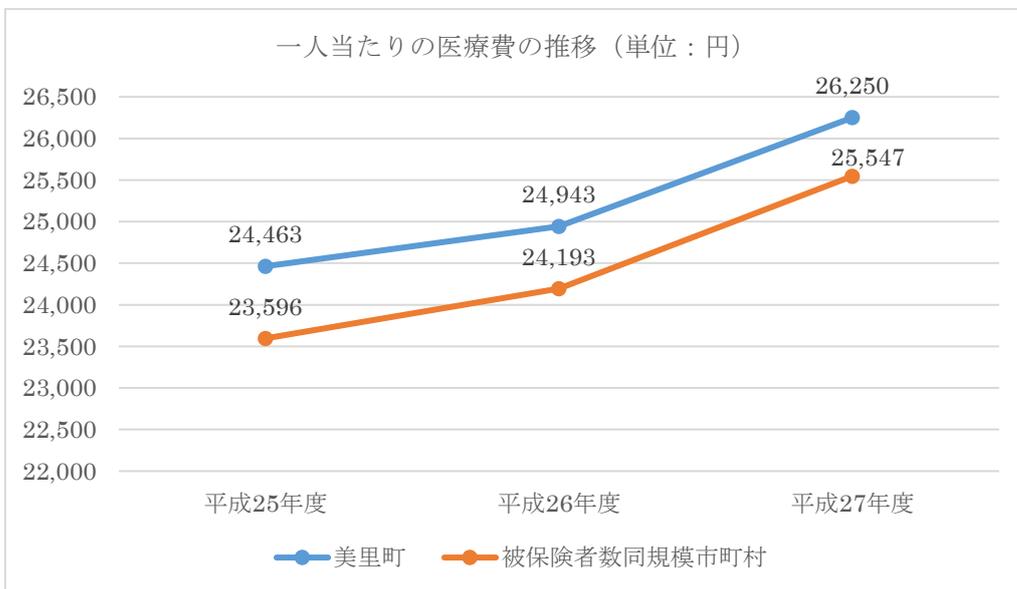
資料：美里町決算書より



資料：美里町決算書より

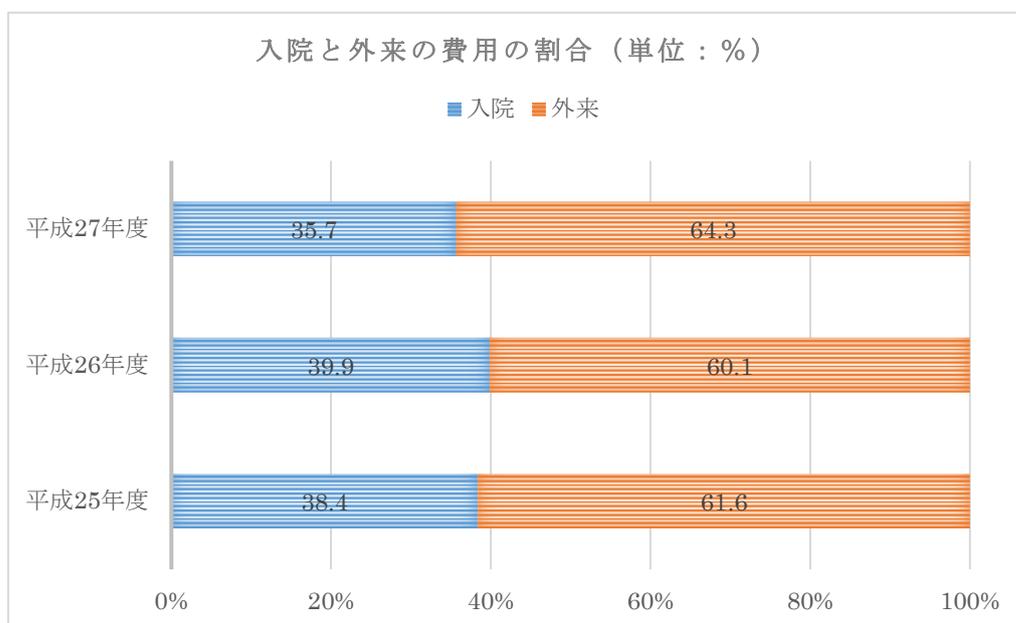
## (6) 医療費の状況

本町の一人当たりの医療費は、毎年増加しています。平成27年度の1か月当たりの医療費は、2万6,250円で被保険者数同規模市町村の平均より多くなっています。



資料：KDBより

平成27年度の入院の費用は、医療費全体の35.7%を占めていることから、疾病を重症化させないことが入院の費用を減らすことにつながります。



資料：KDBより

## 2 これまでの取組

### \* 国民健康保険被保険者に対する保健事業

保健事業	対象	取組内容
医療費通知の送付	全被保険者	適正受診の周知を図るため、年4回実施
後発医薬品の使用促進	全被保険者	後発医薬品の使用促進を図るため、年2回実施
未受診者健診	特定健診未受診者	未受診者へ受診勧奨、9月実施
特定健診	40歳～74歳	広報紙・ホームページによる受診勧奨
特定保健指導	特定保健指導基準該当者	郵送による個別の利用勧奨
健診結果個別相談会	特定健診・健康診査受診者	健診後に個別面談を実施（保健師、管理栄養士対応）
重症化予防対策	特定健診・健康診査受診者	訪問、電話による受診勧奨、受診確認
健康診査	30歳～39歳	広報紙・ホームページによる受診勧奨
前立腺がん検診	50歳～74歳（男性）	広報紙・ホームページによる受診勧奨
大腸がん検診	40歳以上	広報紙・ホームページによる受診勧奨
胃がん検診	35歳以上	広報紙・ホームページによる受診勧奨
歯周疾患健診	20歳以上	広報紙・ホームページによる受診勧奨
乳がん検診	30歳以上	広報紙・ホームページによる受診勧奨
子宮がん検診	20歳以上	広報紙・ホームページによる受診勧奨
肝炎ウイルス検診	40歳以上	広報紙・ホームページによる受診勧奨
骨粗鬆症検診	20歳～70歳（女性）	広報紙・ホームページによる受診勧奨
人間ドック	35歳～65歳	広報紙・ホームページによる受診勧奨
脳健診	45歳～60歳	広報紙・ホームページによる受診勧奨
運動教室	全被保険者	健康運動指導士による運動指導
地区栄養教室	全被保険者	生活習慣病予防を重点とした食生活に関する学習

## 第2章 医療・健康診査等・介護保険情報の分析

### 1 医療の状況

医療費が高額な疾患は、がん、虚血性心疾患及び脳血管疾患です。また、生活習慣病の重症化による疾患が上位を占めています。

これら疾患の共通リスクとなるメタボリックシンドローム、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等を減らしていくことが課題となります。

#### \*高額になる疾患の状況（100万円以上のレセプト）

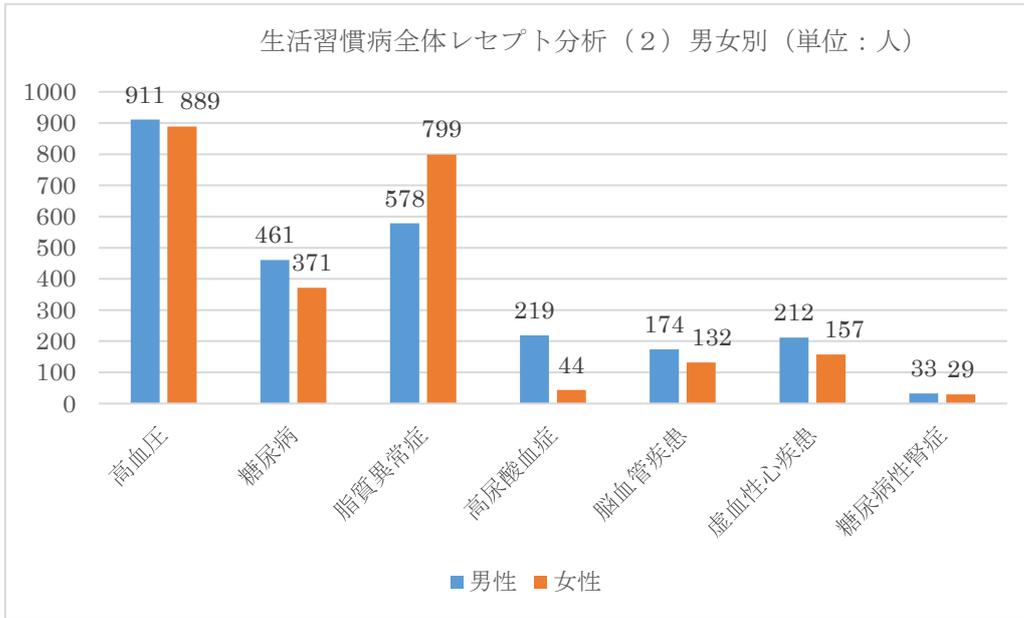
	がん	虚血性心疾患	脳血管疾患	その他
40歳未満	0件	0件	0件	0件
40歳～49歳	0件	0件	0件	0件
50歳～59歳	0件	0件	0件	1件
60歳～69歳	4件	2件	0件	3件
70歳～74歳	3件	2件	1件	0件
計	7件	4件	1件	4件

資料：KDBより 平成27年5月診療分

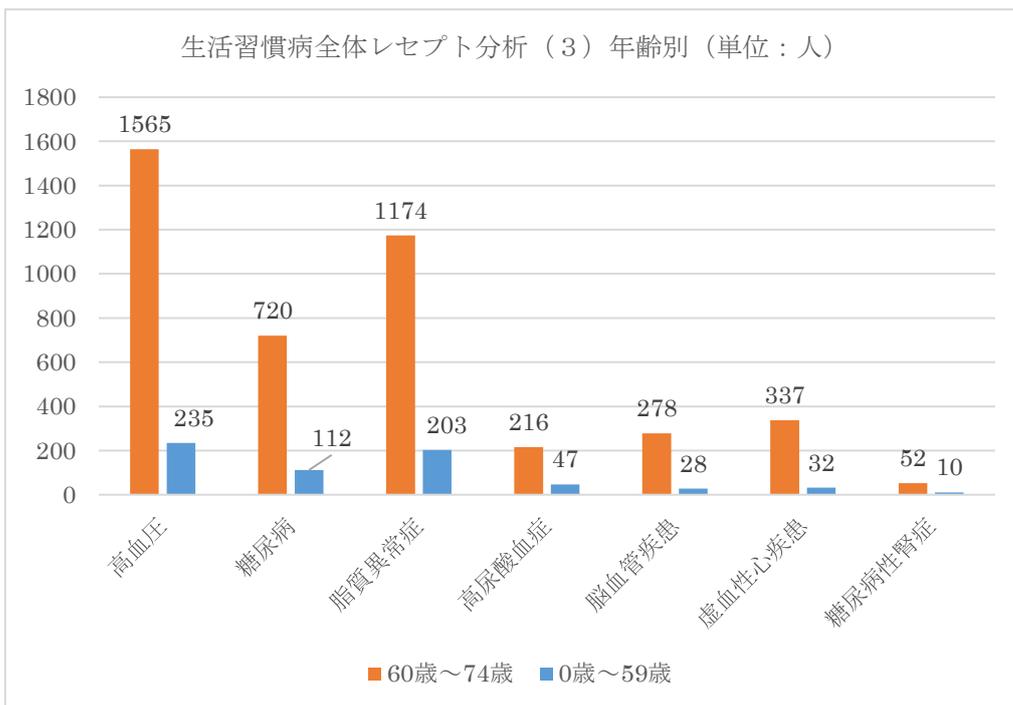
#### \*生活習慣病全体レセプト分析（1）治療者数

疾患	治療者数
高血圧	1,800人
糖尿病	832人
脂質異常症	1,377人
高尿酸血症	263人
脳血管疾患	306人

資料：KDBより 平成27年5月診療分

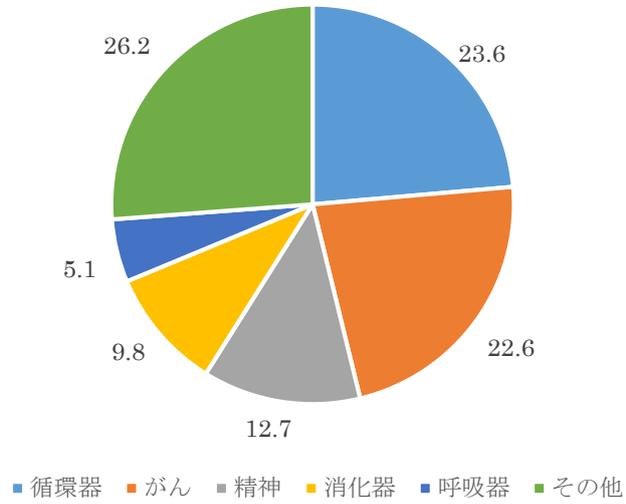


資料：KDBより 平成27年5月診療分



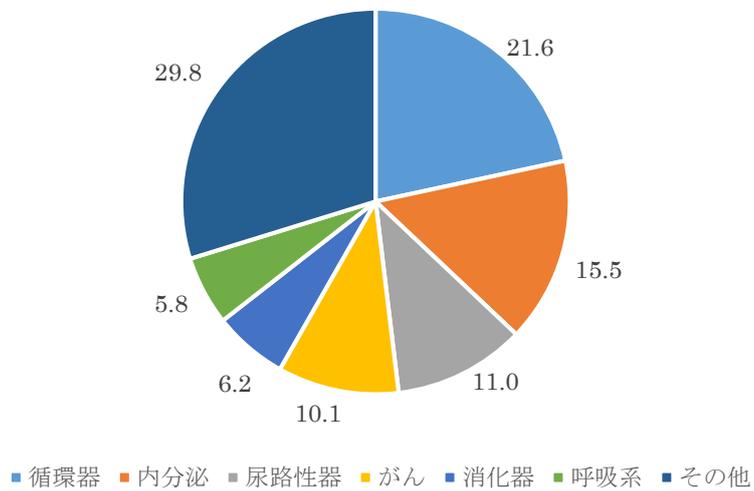
資料：KDBより 平成27年5月診療分

入院レセプト疾患分類 (単位：%)



資料：KDBより 平成27年度

外来レセプト疾患分類 (単位：%)



資料：KDBより 平成27年度

## 2 特定健康診査等の状況

### (1) 特定健診の受診率の推移

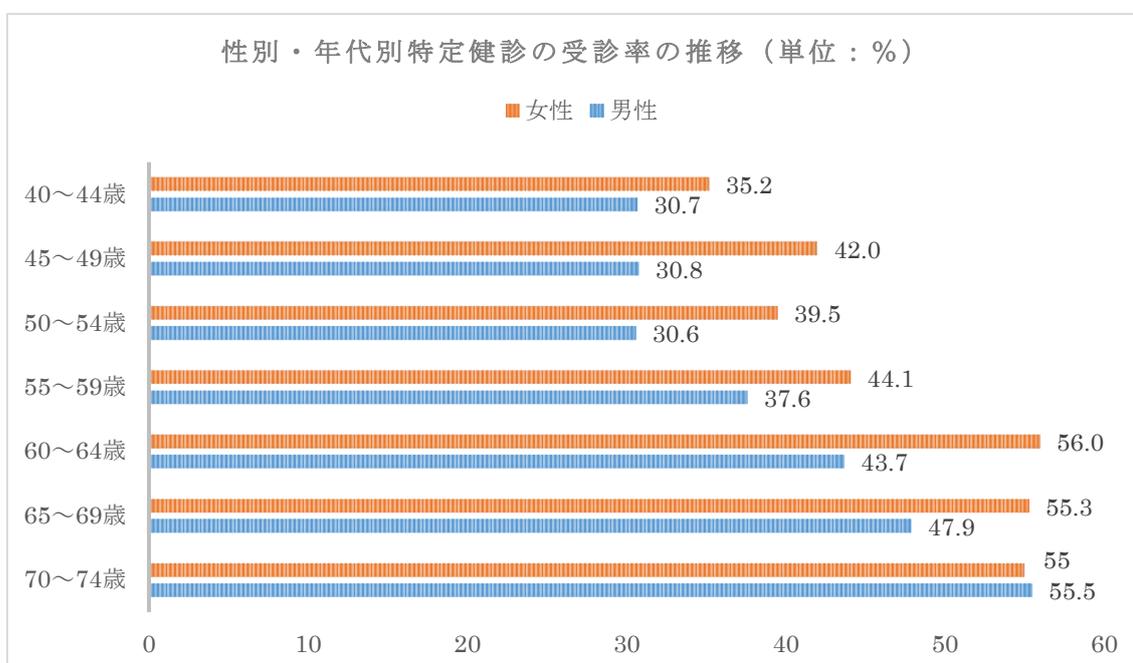
本町の特定健診は、平成20年度から実施し、生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための早期対応を目的としています。

平成27年度の受診率は48.7%で、男女別、年代別受診率をみると男女共に若い年代の受診率が低い状況です。

#### \* 特定健診の受診率の推移

年度	対象者	健診受診者	健診受診率
平成25年度	5,230人	2,454人	46.9%
平成26年度	5,101人	2,441人	47.9%
平成27年度	4,964人	2,416人	48.7%

資料：特定健診・特定保健指導法定報告より



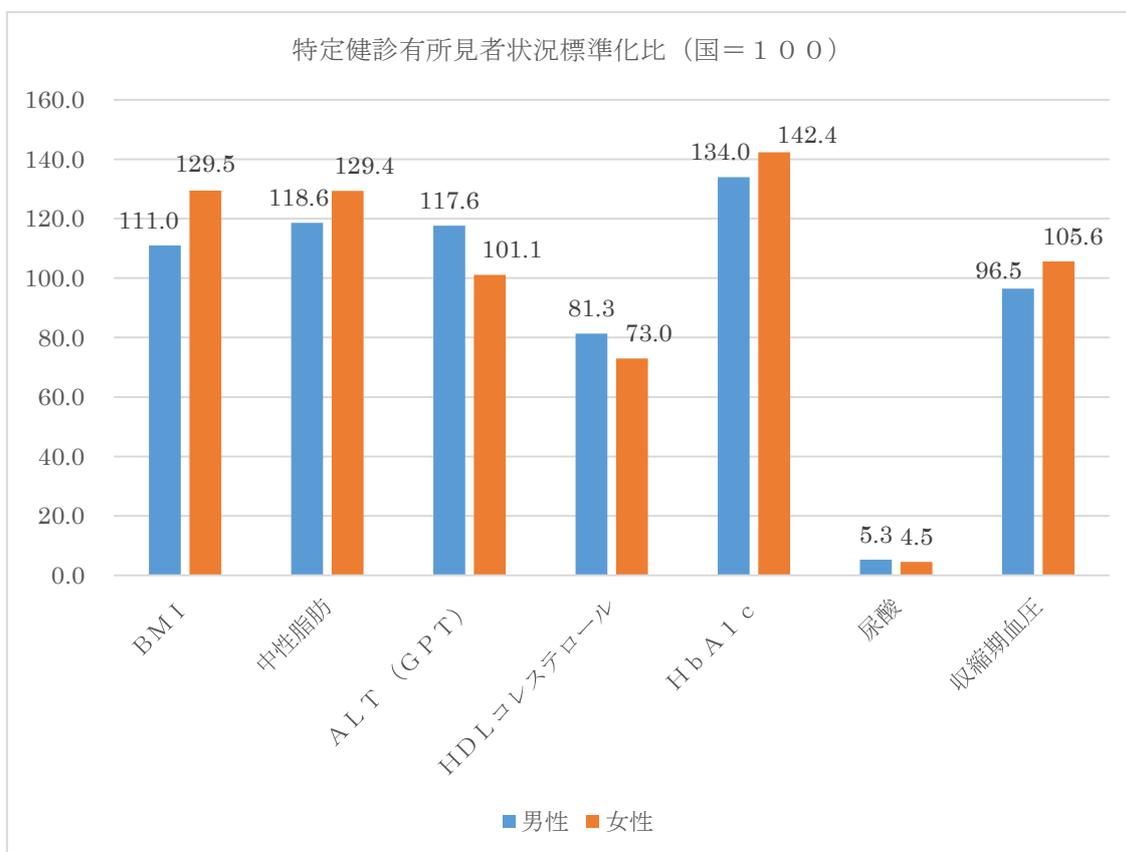
資料：KDBより 平成27年度

## (2) 特定健診結果の分析

平成27年度特定健診結果について、国と比較してみると次の特徴が見られました。

男性は、BMI（25以上）、中性脂肪（150/dl以上）、ALT（GPT）及びHbA1cで異常値を示す人の割合が、国より高くなっています。

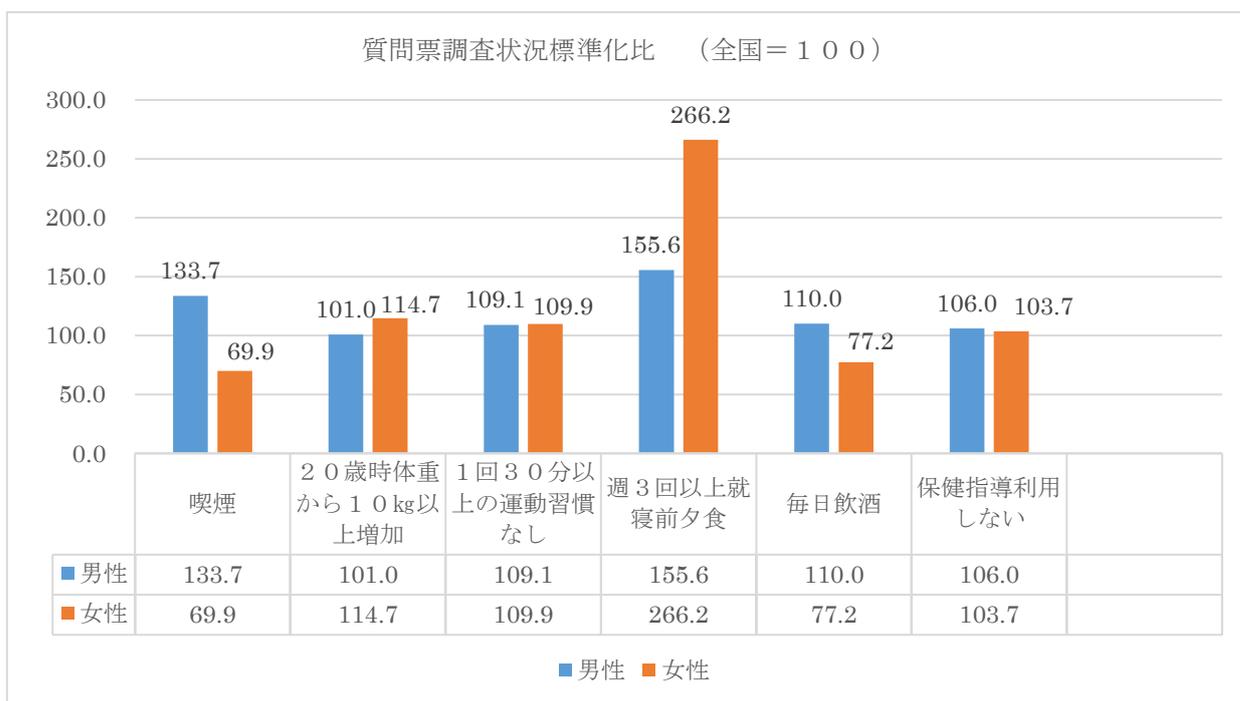
女性は、BMI（25以上）、中性脂肪（150/dl以上）及びHbA1cで異常値を示す人の割合が国より高くなっています。



資料：KDBより 平成27年度

### (3) 特定健診結果と問診の分析

特定健診の結果から、肥満、高血圧等がどのような生活習慣から生じているのかを調べるために、特定健診の結果と問診の結果を分析しました。肥満、高血圧等の生活習慣病発症リスクと生活習慣の関係を男女別に分析してみると、特に、男女共に特徴があったのは、1回30分以上の運動習慣がない人、週3回以上就寝前に夕食をとる人の数が高い割合となることが分かりました。



資料：KDBより 平成27年度

### (4) 特定保健指導の状況

本町における特定保健指導利用者数は、少ない状況です。

#### \* 特定保健指導の状況

年度	積極的支援			動機づけ支援		
	対象者	利用者	修了者	対象者	利用者	修了者
平成25年度	139人	1人	1人	249人	5人	5人
平成26年度	127人	4人	4人	277人	33人	28人
平成27年度	145人	4人	2人	250人	25人	24人

資料：特定健康診査・特定保健指導法定報告より

### 3 介護保険の状況

介護認定者の有病状況は、国の平均と比較して心臓病の割合が高くなっています。認定率の伸びを抑えるためにも生活習慣病対策が重要な課題です。

要介護者の主な疾患は、心臓病66.0%、高血圧症59.1%と上位を占めています。また、脳疾患、脂質異常症の有病率も国の平均より高く、要介護となる大きな要因と考えられます。

#### \*介護保険第1号及び2号被保険者の要介護認定者の有病状況

疾患	美里町の有病率	国の有病率
糖尿病	23.6%	22.3%
高血圧症	59.1%	51.8%
脂質異常症	32.2%	27.2%
心臓病	66.0%	59.3%
脳疾患	31.4%	27.1%
がん	10.6%	9.8%
筋・骨格	50.7%	50.6%
精神	38.7%	35.1%
認知症	23.3%	21.8%
アルツハイマー病	19.6%	17.7%

資料：KDBより 平成27年度

#### \*介護保険第2号被保険者の要介護認定者の有病状況（美里町）

疾患	有病率
糖尿病	15.4%
糖尿病合併症	1.9%
心臓病	37.9%
脳疾患	33.4%
がん	5.6%
精神	21.2%
筋・骨格	25.9%
難病	8.9%
その他	34.6%

資料：KDBより 平成27年度

## 第3章 分析結果に基づく健康課題の把握

### 1 特定健康診査受診率の向上

生活習慣病の発症予防のためには、まず、自分の健康状態を知ることが重要です。生活習慣病は自覚症状がないことが多いため、特定健診を受診し、健診結果を基に健康状態の確認や生活の見直しをする必要があります。

しかし、本町の特定健診受診率は低い状況にあり、特に、40歳代と50歳代の受診率が低く、特定健診を受診するきっかけや、社会保険等から国民健康保険に加入した被保険者が、職場健診から引き続き特定健診を受診する必要性を理解してもらう取組を行うことにより、特定健診の受診者を増やすことが重要です。

### 2 啓発

特定健診の分析結果から、喫煙や就寝前の夕食、多量飲酒等の不適切な生活習慣による影響や健診有所見者の状況等、生活習慣の改善の取組について健康教室や運動教室を開催して広く住民に伝えると共に生活習慣病予防が介護予防にもつながることを知ってもらう必要があります。

あらゆる機会を通じて本町の生活習慣病予防の現状や課題について、関係機関等と情報を共有していくことが必要です。

### 3 健康づくりを支援できる環境づくり

生活習慣病は自覚症状がないため、必要な治療や特定健診の受診につながりにくいいため、住民が運動や禁煙等の行動を起こすための支援が求められています。住民一人ひとりが、自分の健康状態や生活に合わせた健康づくりを継続できるための環境づくりについて、関係機関等と推進する体制が必要です。

## 第4章 目標の設定

### 1 短期的な目標

毎年、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の共通リスクである高血圧、脂質異常症、糖尿病を平成25年度の疾患者数まで減らしていくことを短期的な目標とします。

具体的には、特定健診の結果により、保健指導該当者を明確にし、個別的な保健指導を実施し、血圧、血糖、脂質等の検査結果の改善に努めます。

状況に応じた保健指導を実施することにより、生活習慣病の発症予防・重症化予防につなげることが重要であるため、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上にも努める必要があります。

また、生活習慣の改善の取組について、健康教室や運動教室を開催して広く住民に伝えるとともに生活習慣病予防が介護予防にもつながることを知ってもらう必要があります。

### 2 長期的な目標

これまでの医療情報等を分析した結果、医療費が高額となる疾患、介護認定の有病状況の多い疾患でもある虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症を、平成35年度で、平成27年度の疾患者数をそれぞれ2%減少させることを目標とします。

また、今後、高齢化がますます進み、医療費の増加傾向が予想されることから、特定健診の受診率を増やし、生活習慣病の重症化予防につなげ、医療費の伸びを抑えることを長期的な目標とします。

## 第5章 データヘルス計画の実施内容

短期的な目標、長期的な目標を達成するため、次の保健事業に取り組みます。

### 1 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上に向けた対策

(目的)

特定健診の向上を最優先課題として生活習慣病の未然防止、早期発見及び早期治療により重症化を予防するとともに、被保険者の健康状態を把握することで、本町における健康課題をより詳細に分析し、効果的な取組を推進します。

(内容)

- ・特定健診に要する自己負担額の助成
- ・未受診者への受診勧奨

### 2 重症化予防の取組

(目的)

健診結果に応じた保健指導を実施し、循環器疾患等の発病及び重症化を予防できるように継続的に支援します。

(内容)

- ・地区担当保健師による継続支援
- ・健康講座、運動教室、健康教育及び健康相談の実施

### 3 がんの早期発見の取組

(目的)

がんの早期発見のために、検診受診率の向上を目指します。

(内容)

- ・検診の啓発活動の推進
- ・精密検査受診率の向上

### 4 医療費の適正化等に向けた取組

(目的)

増加している医療費の適正化等を推進するための体制づくりに取り組みます。

(内容)

- ・後発医薬品の使用促進
- ・重複受診者の実態把握、訪問指導
- ・医療費分析の実施

## 第6章 計画の評価・見直し

### 1 計画の評価方法の設定

事業評価は、KDBの情報を活用し、次に示す項目を確認し、評価します。

- (1) 特定健診の受診率及び特定保健指導実施率の経年変化（法定報告数値）
- (2) 健診質問票調査の経年比較（KDB）「質問票項目集計表」
- (3) 生活習慣病重症化患者数の経年変化（KDB）「厚生労働省様式」
- (4) 生活習慣病有所見者の経年変化（KDB）「厚生労働省様式」
- (5) がん検診受診率の経年変化 美里町保健事業評価

### 2 計画の見直し

データヘルス計画の推進は、PDCAサイクルで実施し、現状の把握と分析を行います。計画推進に当たっては、具体的な事業の実施（Do）を通して実施結果を検証（Check）から新たな課題の把握と設定を行い、保健事業の評価指数に基づいてより効果的で実効性のある対策を立案（Action）します。その結果を計画（Plan）に結びつけて、実施内容及び目標設定へつなげて展開します。なお、目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて事業内容の見直しを行います。

## 第7章 事業運営上の留意事項

## 1 事業運営上の留意事項

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関するデータヘルス計画の内容については、関係機関との連携を図りながら保健事業の実施に当たります。

特定保健指導をはじめ、生活習慣病の予防の取組については、担当課等と課題や評価についての共有を図り、事業を推進していきます。また、美里町健康増進計画等と連携した事業を実施します。

## 2 個人情報の保護

データヘルス計画の策定、事業実施、評価等の取組については、美里町個人情報保護条例（平成24年美里町条例第30号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を順守するものとし、適正な管理に努めます。